

アナログ規制の点検・見直しの実施について

1 アナログ規制

我が国の行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。このような「アナログ規制[※]」は、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があると考えられている。

※ アナログ規制：法令等で、目視による確認や書面での掲示など、デジタル技術の活用による省略化や合理化を妨げる規制のこと。オンラインでの確認やインターネットでの公表で足りる場合などは、規制を見直していく必要がある。

2 政府の動向

政府（デジタル庁）は、「代表的な7項目のアナログ規制[※]」及び「FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制」に関する9,669条項についての見直し方針・工程表を策定し、令和6年6月までを目途に規制の見直しを進めている。

※ 代表的な7項目のアナログ規制：①目視、②実地監査、③定期検査・点検、④常駐・専任、⑤対面講習、⑥書面掲示、⑦往訪閲覧・縦覧

【見直しのイメージ】



また、地方公共団体に対しては、令和4年11月に見直しマニュアルを策定・通知し（令和5年12月改訂）、規制の点検・見直しに積極的に取り組むよう要請している（ただし、当該通知は自治法に基づく「技術的な助言」であり、見直し期限等の言及はない。）。

3 本県の今後の対応

県民サービスの向上と業務の効率化を図るため、「山形県行財政改革推進プラン2021」及び「Yamagata幸せデジタル化構想」に掲げる「行政のデジタル化の推進」の一環として、アナログ規制の点検・見直しに全庁的に取り組むこととする。

現在、取組みを進めるにあたり現況調査を行い、約800条項を見直し対象として洗い出し、「山形県行財政改革推進本部」において「山形県アナログ規制の点検・見直し方針」を策定したところ。

今後は、具体的に全庁を挙げて見直しを進めるため、令和5年度中に各部局等と各規制の見直しの工程を検討・調整し、全体的見直しの方向性を整理した上で、令和6年度中を目途に条例等の改正など一定の見直しを実施する。